

放送大学教員評価実施規程

平成28年3月9日
放送大学大学規程第3号

改正 平成29年3月28日、令和6年4月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学に勤務する教員の教育・研究等の諸活動の点検・評価（以下「教員評価」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教員評価の実施)

第2条 教員評価は、毎年度実施し、4月1日から3月31日までを評価期間とする。

(教員評価の対象領域)

第3条 教員評価は、原則として、教員の諸活動を「教育」、「研究」、「管理運営」及び「社会貢献」の領域に分類し、各領域における諸活動を対象とする。

(教員評価の対象者)

第4条 教員評価は、放送大学の教員の人事の基準に関する規程（昭和61年放送大学規程第10号）第2条に規定する教員（特任教授（放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年放送大学学園規則第3号）第15条第1項に規定する特任教授をいう。）を除く。以下「教員」という。）を対象とする。ただし、評価の対象者が次の各号に掲げる場合には、第5条で規定する目標設定及び第7条で規定する自己評価は行わないものとする。

- 一 放送大学学園就業規則（平成15年度放送大学学園規則第4号）第8条に規定する休職又は第22条に規定する育児休業及び介護休業等の期間であって、当該期間が評価期間の全部又は相当を占めていると見込まれる場合
- 二 長期の海外出張等により、評価期間の全部又は相当期間が事実上教員評価の実施が困難な状況にある場合
- 三 任期が評価期間の途中から開始されるなどにより、評価期間の残存期間が相当程度短い場合
- 四 教員が図書館長又は次世代教育研究開発センター長の職にある場合

(目標の設定)

第5条 教員は、毎年、評価期間に係る目標（以下「年度目標」という。）及び5年に一度、その年度を初年度とする5年間の目標（以下「中期目標」という。）を設定し、所定の期日までに第8条に定める教員業績サポート委員会に提出しなくてはならない。

- 2 年度目標及び中期目標（以下「目標」という。）の設定は、教員業績サポート委員会が別に定める様式を用いて行うこととする。
- 3 教員業績サポート委員会は、各教員が目標の設定の参考となる情報を教

員に提供することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教員が評価期間の翌年度の教員業績サポート委員会の評価の際に在職していないことが明らかな場合には、当該評価期間に係る年度目標の設定を行わない。

5 第1項の規定にかかわらず、教員が中期目標期間の最終年度に在職していないことが明らかな場合には、当該中期目標期間に係る中期目標の設定を行わない。

(目標の修正・変更)

第6条 教員業績サポート委員会は、目標の修正の必要があると認められる場合、教員に対し、目標の修正を助言することができる。

2 前項の助言を受けた場合、教員は目標の修正を検討し、必要があれば目標を変更するものとする。

3 前2項に規定する場合のほか、やむを得ない事情がある場合には、教員は教員業績サポート委員会の確認を経て目標を修正することができるものとする。

(自己評価)

第7条 教員は、評価期間終了後、教員業績サポート委員会が別に定める様式を用いて、自らの教育・研究等の諸活動の状況について自ら評価を行い、その結果を教員業績サポート委員会に提出しなくてはならない。

(教員業績サポート委員会による評価)

第8条 教員評価を実施するため、放送大学に教員業績サポート委員会を置く。

2 教員業績サポート委員会の構成員は、次の各号に掲げるものとし、第一号の者を委員長とするほか、学長が特に必要と認める者を加えることができる。

一 学長

二 副学長

三 附属図書館長

3 教員業績サポート委員会は、前条で規定する各教員の自己評価の結果について、その妥当性等について総合的に審議し、評価を行わなければならない。

4 教員業績サポート委員会は、その評価の実施に必要と認める場合、当該教員及び事務局に対し、資料を提出させることができるほか、必要な協力を求めることができる。

5 教員業績サポート委員会は、評価の対象となった教員に対し、その評価結果を通知しなければならない。

6 前項に規定する評価結果のほか、教員業績サポート委員会は、当該教員に対して、当該教員の活動状況について助言を行うことができる。

(業績評価委員会による評価)

第9条 教員業績サポート委員会が、教員について、相当な期間低い業績が継続するなど放送大学の教員としての適性を欠くおそれがあると判断する場合には、当該教員の活動実績に係る評価を行う業績評価委員会を設け、

より慎重な評価を行う。

- 2 業績評価委員会の構成員等については、第8条第2項を準用する。
- 3 業績評価委員会が第1項の評価を行う場合には、当該教員から事情を聴取するとともに、必要に応じ、学内の関係者に対し意見の聴取及び資料の提出を求めることができるほか、学外の関係者から意見を聞くことができるものとする。
- 4 業績評価委員会は、評価の対象となった教員に対し、その評価結果を通知するとともに、必要に応じ、助言又は勧告を行うものとする。

(評価結果への不服申立て)

第10条 第8条第5項及び第9条第4項の評価結果の通知を受けた教員は、その評価結果に不服がある場合には、当該通知が到着した日から2週間以内に、評価を行った委員会に対して不服申立て書を提出することができる。

- 2 不服申立て書を受理した委員会は、その内容を精査し、必要な検討を行わなければならない。
- 3 教員は、不服の申立てをしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(評議会への報告)

第11条 教員業績サポート委員会及び業績評価委員会は、教員評価の実施状況、不服の申立て及びその処理状況等について、その概況を評議会に報告するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教員評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の教員業績サポート委員会及び第9条第1項の業績評価委員会の設置に係る部分については、平成28年3月9日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月17日)

この規程は、令和6年4月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。